

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県男女共生センター施設使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構組織及び管理運営に関する規則第 12 条に基づき、福島県男女共生センター（以下「男女共生センター」という。）が、その管理する施設（以下「施設」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(規程の変更・廃止)

第 2 条 この規程を変更又は廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(規程の遵守)

第 3 条 施設を使用するときは、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県男女共生センター施設管理規程（以下「管理規程」という。）及び本規程を遵守しなければならない。

(使用時間)

第 4 条 男女共生センターの使用時間は午前 9 時から午後 9 時（管理規程第 5 条に定める休館日（以下「休館日」という。）の前日にあつては午後 5 時）までとする。ただし男女共生センター内の施設で次の各号に掲げる施設における使用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 図書室 午前 9 時から午後 8 時（休館日の前日にあつては午後 5 時）まで
- (2) 相談室 午前 9 時から午後 4 時まで（水曜日（休館日の前日である場合を除く。）にあつては午後 1 時から午後 8 時まで）
- (3) 福祉機器展示室 午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 宿 泊 室 午後 3 時より翌日の午前 10 時まで（休館日全日の午後 3 時以降及び休館日を除く。）

2 福島県男女共生センター館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を臨時に変更することができる。

(使用の制限)

第 5 条 男女共生センターの施設の使用が次の各号の一に該当するときは、使用することができない。

- (1) 男女共生センターにおける風紀及び秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 男女共生センターの設置目的に反するおそれがあるとき。
- (3) 男女共生センターの施設、付属設備等を損傷するおそれがある等、管理上支障をきたすおそれがあるとき。

(使用の申請)

第 6 条 男女共生センターの施設又は附属設備のうち別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、使用の申請を行い、財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 理事長は、前項の使用申請にかかる施設等の使用が、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

3 理事長は、第 1 項の承認に男女共生センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用承認の取消し等)

第 7 条 理事長は、前条第 1 項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- (1) 管理規程及び本規程の規定に違反したとき。
- (2) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条第 3 項の規定により同条第 1 項の承認に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により前条第 1 項の承認を受けたとき。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第 1 項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用を中止させることができる。

- (1) 災害その他の事故により前条第 1 項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。
- (2) 工事その他男女共生センターの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(使用の申請の手続き等)

第 8 条 第 6 条第 1 項前段の承認を受けようとする者は、男女共生センター使用承認申請書（様式第 1 号その 1 又はその 2）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 別表の 1 又は 2 に掲げる施設又は附属設備を使用する場合

次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める日

ア 男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動のための使用である場合
使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）の 6 月前の日

イ その他の使用である場合
使用開始日の 4 月前の日

(2) 別表の 3 に掲げる宿泊施設を使用する場合

次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める日

ア 男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動のための使用である場合
使用開始日の 6 月前の日

イ アに掲げる場合以外の場合であつて、別表の 1 に掲げる施設を使用して行う活動に伴う使用である場合
使用開始日の 4 月前の日

ウ その他の使用である場合
使用開始日の 2 月前の日

3 理事長は第 6 条第 1 項前段の承認をしたときは、承認を申請した者に対し、使用承認書（様式第 2 号その 1 又はその 2）を交付するものとする。

4 理事長は第 6 条第 1 項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

(承認事項の変更の手続等)

第 9 条 第 6 条第 1 項後段の規定による承認を受けようとする者は、理事長が定める申請書（様式第 3 号その 1 又はその 2）に前条第 3 項の規定により交付を受けた使用承認書を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は第 6 条第 1 項後段の承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、承認書（様式第 2 号その 1 又はその 2）を交付するものとする。

3 理事長は第 6 条第 1 項後段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

(使用承認書の携帯等)

第 10 条 第 6 条第 1 項前段の承認を受けた使用者が、男女共生センターを使用するときは、第 8 条第 3 項又は、前条第 2 項の規定により交付を受けた使用承認書を携帯し、理事長から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し)

第 11 条 理事長は第 7 条の規定による承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用の取りやめ)

第 12 条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を理事長に届け出なければならない。

(利用料金等)

第 13 条 使用者は、別表に定める利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は前納とする。ただし理事長が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

(利用料金の納入時期)

第 14 条 宿泊施設以外の施設等の使用者は、当該承認にかかる利用料金を理事長が指定する日までに納入しなければならない。

2 宿泊施設の使用者は、使用の開始時にその承認にかかる利用料金を納入しなければならない。

3 使用者は、使用の承認の内容の変更により既に納入した利用料金の額が変更後の利用料金の額に不足

するときは、その不足額を理事長が指定する日まで納入しなければならない。

(利用料金の免除及びその手続き)

第15条 理事長は次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、利用料金を免除する。ただし、宿泊施設についてはこの限りではない。

利 用 料 金 を 免 除 す る 場 合	免 除 額
(1) 県（県の機関を含む。）が主催して行う男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために使用する場合	全 額
(2) 福島県男女共生センター条例第4条に基づき財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構が行う男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために使用する場合	全 額
(3) 第6条の使用申請にかかる施設を使用する者の半数以上が、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障がい者のうち次のアに掲げる者（以下「免除対象障害者」という。）及びイに掲げる免除対象障害者の介護のために現に同伴する者（同伴者が2人以上のときは1人に限る。以下「免除対象介護者」という。）の使用である場合 ただし、使用にあたって入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合、又は営業の宣伝その他これに類する目的を持って催しを行う場合には、利用料金の免除は行わない。 ア 免除対象障害者 (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 免除対象介護者 (ア) 上記アの(ア)に規定する者のうち身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨の記載のある免除対象障害者を介護する者 (イ) 上記アの(イ)に規定する者のうち療育手帳に第1種知的障害者である旨の記載のある免除対象障害者を介護する者 (ウ) 上記アの(ウ)に規定する者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である旨の記載のある免除対象障害者を介護する者 (4) 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村（※）が復興・復旧のために使用する場合（利益をあげない場合に限る） (5) 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村（※）の住民自治体等がコミュニティの維持のために使用する場合（利益をあげない場合に限る）	全 額

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 前項(1)、(3)、(4)及び(5)に規定する利用料金の免除を受けようとする者は、福島県男女共生センター利用料金免除申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第16条 利用料金を返還する場合及びその場合に返還する利用料金の額は次のとおりとする。

利 用 料 金 を 返 還 す る 場 合	返 還 す る 額
(1) 第7条第2項の(1)及び(2)の規定により既に使用承認した施設等の使用ができなくなった場合等使用者の責めに帰することのできない事由により使用承認を取り消した場合	当該取消し等により使用できなくなった施設等に係る利用料金の全額
(2) 使用開始までに第6条第1項に規定する承認を受けた事項の変更申請があり、利用料金が減額された場合	当該減額された額
(3) 使用開始までに第12条の規定による届出があった場合	納入された利用料金の額

2 理事長は前項の規定により利用料金を返還するときは、その旨を男女共生センター利用料金返還通知書（様式第5号）により当該使用申請者に通知するものとする。

（使用取りやめによる違約金の納付）

第17条 第12条の規定による使用取りやめの場合、当該使用を取りやめる者は次に定める違約金を納付しなければならない。

使用区分	使用開始日当日の取消しの場合	使用開始日の前日から10日前までの取消しの場合
別表の1の（1）に定める研修室等	基本利用料金の全額	基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
別表の3に定める宿泊室	利用料金の額に100分の50を乗じて得た額	—

（権利譲渡等の禁止）

第18条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

（特別措置の承認）

第19条 使用者は、施設の使用に関し館内の施設及び備品等の原形を変更し、又は貼り紙、その他特別な措置をしようとするときは、館長の承認を得なければならない。

（原状回復）

第20条 使用者は、施設の使用を終了したとき（第7条の規定による承認の取消し又は使用を中止するよう指示があったためその使用を中止した場合を含む。）は、遅滞なく原状に復し、清掃を行い、火気に注意し職員に引き継がなければならない。

（損害賠償義務等）

第21条 使用者が、故意又は過失により施設及び備品等を破損し、又は亡失若しくは汚損したときは、その損害を賠償し、これを速やかに原状に回復しなければならない。

2 賠償額は理事長がこれを決定する。ただし、理事長が相当の理由があるとみとめるときは、その全部または一部を免除することができる。

（委託業者の使用）

第22条 委託業者の施設使用については、業務委託契約による。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は平成25年1月1日から施行する。
2 この改正（第15条第1項第4号及び第5号）の適用は、別に定める日までとする。

附 則

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は令和元年10月1日から施行する。

別 表(第13条関係)

1 施設関係

(1) 基本利用料金

使用単位 使用単位時間 研修室等名		男女共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のための使用で ある場合(注1)	その他の使用である場合
		午前、午後、又は夜間(注2)	午前、午後、又は夜間(注2)
研 修 ホール(1F+2F)		7,300円	14,600円
多 目 的 研 修 室		1,000円	2,000円
特 別 会 議 室		1,000円	2,000円
第 1 研 修 室		500円	1,000円
第 2 研 修 室	全 面 使 用	2,100円	4,200円
	ホ ー ル A	1,050円	2,100円
	ホ ー ル B	1,050円	2,100円
第 3 研 修 室	全 面 使 用	1,000円	2,000円
	ホ ー ル A	500円	1,000円
	ホ ー ル B	500円	1,000円
第 4 研 修 室		500円	1,000円
第 5 研 修 室		500円	1,000円
調 理 室		1,000円	2,000円
工 作 室		500円	1,000円
研 修 用 和 室		500円	1,000円

(注1) 「男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。

(注2) 使用単位時間の項中、「午前」、「午後」、「夜間」とは、「午前」は午前9時から午後1時までの時間、「午後」は午後1時から午後5時までの時間、「夜間」は午後5時から午後9時までの時間をいう。

- ・ 上表の利用料金は「午前」、「午後」、「夜間」のそれぞれ1つの使用単位の利用料金である。
- ・ 使用する時間が上表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間に切り上げて計算する。
- ・ 講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等のために、研修ホールを使用する場合の利用料金額(当該催しの行われる時間の属する使用単位時間にかかる額を除く。)は、使用区分に応じ、上表に定める利用料金の額の100分の70に相当する額とする。

(2) 特別利用料金

種別	利 用 料 金 額
入 場 料 徴 収 加 算 利 用 料 金	入場料(入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。)の最高額が550円を超え、1,100円以下の場合にあつては、基本利用料金の額の100分の20に相当する額
	入場料の最高額が1,100円を超え、2,200円以下の場合にあつては、基本利用料金の額の100分の40に相当する額
	入場料の最高額が2,200円を超え、3,300円以下の場合にあつては、基本利用料金の額の100分の60に相当する額
	入場料の最高額が3,300円を超え、5,500円以下の場合にあつては、基本利用料金の額の100分の90に相当する額
	入場料の最高額が5,500円を超える場合にあつては、基本利用料金の額の100分の120に相当する額

(注) 「入場料徴収加算利用料金」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

2 附属設備

設 備 名	使 用 単 位	利 用 料 金
ビデオプロジェクター(研修ホール用)	1 式 1 回	3,200円
ビデオプロジェクター(第2研修室用)	各 1 式 1 回	500円
ビデオプロジェクター(第3研修室用)		
移動式ビデオプロジェクター		
プラズマディスプレイ(多目的研修室用)		
スライドプロジェクター(研修ホール用)		

※ 使用単位の欄中「1 回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後または夜間に対応する時間とする。

3 宿 泊 室

区 分		1人で使用する場合	2人以上で使用する場合
男女共同参画社会の形成の促進に 関して行う活動のため研修室等を使用する(した)場合	洋 室 (ツインルーム)	3,100円	2,700円
	和 室	3,100円	2,700円
その他の使用である場合	洋 室 (ツインルーム)	4,400円	4,000円
	和 室	4,400円	4,000円

※・ 上記利用料金には食事料金は含まない。

- ・ 宿泊室の使用時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。
- ・ 小学校児童以下の者が使用する場合の利用料金は、上記利用料金の100分の50に相当する額とする。ただし、6歳未満の者が使用する場合については、独立して寝具を使用する場合に限り徴収する。
- ・ 利用促進にかかる利用料金の割引等を行う場合は、別途理事長が定めるところにより実施する。

様式第1号（第8条関係）
その1（宿泊施設以外用）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

男女共生センター使用承認申請書

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり男女共生センターを使用したいので申請します。

催しの名称					
使用の目的 (催しの内容)					
使用する施設及び設備の名称		使用年月日		使用時間	
		年 月 日		時から 時まで	
		年 月 日		時から 時まで	
		年 月 日		時から 時まで	
		年 月 日		時から 時まで	
		年 月 日		時から 時まで	
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額 (円)			
入場予定者数		延べ入場者数 (約 人) 1日最大入場者数 (約 人)			
案内表示		必要・不要		(表示内容)	
公表の可否		公表できる内容		催しの名称 内容 連絡先	
		公表できる時期		年 月から / か月前から	
使用 責任 者	所 属 名				
	役 職 ・ 氏 名				
	電 話 番 号				
その他参考事項 (貸出を希望する備品など)					
支払方法		現金払い 口座振込			
※使用承認の条件					
※受付者				※利用料金合計 円	

備考

- 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 2 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費、その他名称のいかんを問わず入場の対価として金銭を徴収する場合をいいます。
- 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
- 4 申請書に記入されたお客様の情報は、当館の運営に関する事務以外の目的には使用いたしません。

その2（宿泊施設用）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

男女共生センター使用承認申請書

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり男女共生センターを使用したいので申請します。

宿 泊 日	月 日 から 月 日 まで (泊 日)						
宿 泊 人 員	内 訳	大 人 (人)		小 学 校 児 童 (人)	6 歳未満の幼児 (人)		計 (人)
		男	女		寝 具 有	寝 具 無	
	日						
	日						
	日						
	日						
	日						
	日						
施設の利用目的	研修・会議等 出張 観光 その他 ()						
※部 屋 番 号							
※使用承認の条件							
※ 受 付 者				※ 利用料金合計	円		

備考 ※印の欄は、記入の必要はありません。
申請書に記入されたお客様の情報は、当館の運営に関する事務以外の目的には使用いたしません。

お食事予約 夕食：有／無
朝食：和食／洋食／無

様式第2号（第8条、第9条関係）
その1（宿泊施設以外用）

男女共生センター使用（使用変更）承認書

		使用承認年月日	年	月	日	承認番号	第	号
申請者	住所又は所在地	電話番号						
	氏名又は名称及び代表者の氏名							
催しの名称								
使用の目的 (催しの内容)								
使用する施設及び設備の名称		使用年月日			使用時間			
		年 月 日			時から			時まで
		年 月 日			時から			時まで
		年 月 日			時から			時まで
		年 月 日			時から			時まで
		年 月 日			時から			時まで
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額（ 円）						
入場予定者数		延べ入場者数（約 人） 1日最大入場者数（約 人）						
公表の可否		公表できる内容		催しの名称		内容		連絡先
		公表できる時期		年 月から / か月前から				
使用承認の条件								
利用料金合計		円						

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
お客様の都合により使用を取りやめる場合、違約金が発生する場合があります。

上記のとおり男女共生センターの使用（使用変更）を承認します。

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長



その2（宿泊施設用）

男女共生センター使用（使用変更）承認書

		使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地	電話番号			
	氏名又は名称及び代表者の氏名				

宿泊日	月 日 から 月 日 まで （泊 日）						
宿泊人員	内 訳	大人（人）		小学校児童（人）	6歳未満の幼児（人）		計（人）
		男	女		寝具有	寝具無	
	日						
	日						
	日						
	日						
	日						
	施設の利用目的						
部屋番号							
使用承認の条件							
利用料金合計			円				

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
お客様の都合により使用を取りやめる場合、違約金が発生する場合があります。

上記のとおり男女共生センターの使用（使用変更）を承認します。

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長



様式第3号（第9条関係）
その1（宿泊施設以外用）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

男女共生センター使用変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり男女共生センターの使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
催しの名称			
使用の目的 (催しの内容)			
使用する施設及び設備の名称	使用年月日	使用時間	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
入場料徴収の有無	有・無 入場料の最高額 (円)		
入場予定者数	延べ入場者数 (約 人) 1日最大入場者数 (約 人)		
案内表示	必要・不要	(表示内容)	
公表の可否	公表できる内容	催しの名称	内容 連絡先
	公表できる時期	から	
使用責任者	所属名		
	役職・氏名		
	電話番号		
その他参考事項 (貸出を希望する備品など)			
支払方法		現金払い 口座振込	
※使用承認の条件			
※受付者		※利用料金合計	円

備考

- ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 変更がある事項のみを記入してください。
- 交付済みの使用（使用変更）承認書を添付してください。
- 申請書に記入されたお客様の情報は、当館の運営に関する事務以外の目的には使用

いたしません。

その2（宿泊施設用）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

男女共生センター使用変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり男女共生センターの使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日	年 月 日		承認番号	第 号			
宿 泊 日	月 日 から 月 日 まで (泊 日)						
宿 泊 人 員	内 訳	大 人 (人)		小 学 校 児 童 (人)	6 歳 未 満 の 幼 児 (人)		計 (人)
		男	女		寝 具 有	寝 具 無	
	日						
	日						
	日						
	日						
	日						
	日						
施設の利用目的							
※ 部 屋 番 号							
※使用承認の条件							
※ 受 付 者			※ 利 用 料 金 合 計	円			

備考

- ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 変更がある事項のみを記入してください。
- 交付済みの使用（使用変更）承認書を添付してください。
- 申請書に記入されたお客様の情報は、当館の運営に関する事務以外の目的には使用いたしません。

様式第4号（第15条関係）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※決定番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

男女共生センター利用料金免除申請書

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり男女共生センターの使用料の免除を申請します。

催 し の 名 称			
使 用 の 目 的 (催しの内容)			
使用する施設及び設備の名称	使 用 年 月 日	使 用 時 間	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
	年 月 日	時から 時まで	
免 除 申 請 理 由	1 県（県の機関を含む）が主催して行う男女共同参画事業に該当 2 免除対象障害者の使用に該当		
利 用 料 金	免 除 の 根 拠	免 除 率	免 除 金 額
※ 円	※	※	※ 円
※ 使用承認年月日	年 月 日	※ 承認番号	第 号

備考 ※印の欄は、記入の必要はありません。

申請書に記入されたお客様の情報は、当館の運営に関する事務以外の目的には使用いたしません

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

男女共生センター利用料金返還通知書

年 月 日

使用承認年月日		年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地	電話番号		
	氏名又は名称及び 代表者の氏名			

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
催しの名称			
使用の目的 （催しの内容）			
決定内容	返還の理由		
	返還額 円		
	返還予定日 年 月 日		
	返還方法 ・ ご指定の口座へ振り込みます。 ・ 男女共生センター受付事務室で現金にて返却いたします。 （この通知書を持参してください。）		
備考			

年 月 日付けで申請のありました男女共生センター使用料の返還
につきましては、上記のとおり決定しましたのでお知らせします。

公益財団法人福島県青少年育成・
男女共生推進機構理事長

